

平成 30 年 6 月 18 日

お客さま各位

沖縄県那覇市久茂地 3-10-1
株 式 会 社 沖 縄 銀 行

「投資信託・公共債取引約款規定集」変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊行では平成 30 年 6 月 18 日より、投資信託業務において一部ペーパーレス化を図ることとなりました。これに伴い、お届け出印の押印に関する条項につきまして、別紙のとおり条項を一部変更させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 規定集の名称
「投資信託・公共債取引約款規定集」
2. 変更実施日
平成 30 年 6 月 18 日（月）

以上

『投資信託・公共債取引約款規定集（別紙）』

株式会社 沖縄銀行

いつも当行をご利用いただき誠にありがとうございます。証券取引に際し、『投資信託・公共債取引約款規定集（冊子本体）』と併せて本書記載事項をご確認いただきますようお願い致します。

改 定 後	改 定 前
投資信託総合取引規定 第 6 条（免責事項） （2）当行所定の書類等を使用した印影をお届出印と相当の注意をもって照合（<u>ペーパーレス取引においては、当行書類の確認方法により確認</u>）し相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、その他の取扱いをした上で当該書類等について偽造変造その他の事故があった場合に生じた損害 （3）当行所定の書類等を使用した印影がお届出印と相違するため（<u>または当行所定の確認方法による確認がとれないため</u>）、投資信託の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害 投資信託受益権振替決済口座管理規定 第 19 条（免責事項） （2）依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合（<u>ペーパーレス取引においては、当行所定の確認方法により確認</u>）し、相違ないものと認めて投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 （3）依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため（<u>または当行所定の確認方法による確認がとれないため</u>）、投資信託の振替をしなかった場合に生じた損害 投資信託定時定額購入取扱規定 第 3 条（申込方法） お客様は当行指定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを取扱店に提出することによって本サービスを申し込むものとし、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、当該申込書に捺印する印鑑は投資信託総合取引規定第 3 条により届出されたお届出印とします。（<u>ペーパーレス取引においては、別途定める当行所定の確認方法ならびに手続方法によりサービスを利用できます。</u>） 第 8 条（増額の払込） 第 7 条（金銭の払込）に加えて、1 年に 2 回まで、払込金の増額ができます。この場合、当行所定の書面（<u>または当行所定の手続き</u>）により届け出てください。 第 15 条（印鑑照合または本人確認） 変更・解約届け等、各種申込書に使用された陰影を届出の印鑑と 相当の注意をもって照合（<u>ペーパーレス取引においては、当行所定の確認方法により確認</u>）し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	投資信託総合取引規定 第 6 条（免責事項） （2）当行所定の書類等を使用した印影をお届出印と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、その他の取扱いをした上で当該書類等について偽造変造その他の事故があった場合に生じた損害 （3）当行所定の書類等を使用した印影がお届出印と相違するため投資信託の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害 投資信託受益権振替決済口座管理規定 第 19 条（免責事項） （2）依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 （3）依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため、投資信託の振替をしなかった場合に生じた損害 投資信託定時定額購入取扱規定 第 3 条（申込方法） お客様は当行指定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを取扱店に提出することによって本サービスを申し込むものとし、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、当該申込書に捺印する印鑑は投資信託総合取引規定第 3 条により届出されたお届出印とします。 第 8 条（増額の払込） 第 7 条（金銭の払込）に加えて、1 年に 2 回まで、払込金の増額ができます。この場合、当行所定の書面により届け出てください。 第 15 条（印鑑照合または本人確認） 変更・解約届け等、各種申込書に使用された陰影を届出の印鑑と 相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。